

静労発基 0830 第 2 号  
令和 6 年 8 月 30 日

各機関・団体の代表者 殿

静岡労働局長

静岡県最低賃金及び業務改善助成金の周知について（協力依頼）

平素、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者の皆様はその履行確保をお願いしているところであり、静岡労働局では、日頃から最低賃金の周知に取り組んでいるところです。

今般、静岡県内で働くすべての労働者に適用される「静岡県最低賃金」が、令和 6 年 10 月 1 日から「時間額 1, 034 円」に改定されることとなりました。

近年、大幅な最低賃金の引上げが行われておりますが、継続的に最低賃金引上げを行いやすい環境整備に向け、「業務改善助成金」他各種支援制度を用意されております。

つきましては、貴機関・団体の会員の皆様へ最低賃金及び各種支援制度を周知・啓発していただきますようお願い申し上げますとともに、広報紙（誌）・ホームページへの掲載等による幅広い周知、助成金の活用について、御高配を賜りたくお願い申し上げます。

なお、掲載に当たっては下記の掲載文例を参考にいただき、また、ホームページ等で広報いただく場合はリンク等で次のアドレスを御利用いただけると幸いです。掲載にあたり電子データが必要であればお申し付けください。

（静岡県最低賃金掲載ページ（静岡労働局ホームページ））

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

（業務改善助成金掲載ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html) （業務改善助成金で検索願います）

《問い合わせ》業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440

《申請先》静岡労働局雇用環境・均等室

また、御多忙中恐縮とは存じますが、最低賃金に係る広報の参考にするため、掲載状況等について、メールにて 12 月 9 日までに御回答賜りたく、併せてお願い申し上げます。

【掲載文例】

☆「静岡県最低賃金」改正のお知らせ

静岡県内の事業場で働くすべての労働者（パート・アルバイト等含む）に適用される「静岡県最低賃金」が改正され、令和6年10月1日から「時間額1,034円」となりました。なお、特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

お問い合わせは、静岡労働局賃金室（電話 054 - 254 - 6315）又はお近くの労働基準監督署まで。<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

☆「業務改善助成金」のお知らせ

中小企業・小規模事業者の皆様が、生産性向上を図り、事業場内の最低賃金を上げることがを支援する「業務改善助成金」他各種制度をご用意しております。ぜひご利用ください。

お問い合わせ：業務改善助成金 コールセンター ☎ 0120-366-440

申請先：静岡労働局雇用環境・均等室

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

<担当> 静岡労働局労働基準部賃金室 横山・佐藤  
〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号  
静岡地方合同庁舎3階  
電話 054-254-6315  
Mail chinginshitsu-shizuokakyoku@mhlw.go.jp

# もう、チェックした？



## 静岡県

# 最低賃金

### 時間額

# 1034円

## 令和6年10月1日から

※ 産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、  
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、  
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

 厚生労働省 **静岡労働局**



# 最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。**中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。**

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

### 活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

### 活用のポイント

#### 賃上げ + 設備投資

- ・ 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・ 中小企業が利用できる
- ・ 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・ 設備投資等は、交付決定を受けた後

業務改善助成金

検索



## キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。**パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。**

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）  
1事業所あたりの上限は100人分

### 活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

### 活用のポイント

#### 賃上げ

- ・ 賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・ 中小企業と大企業が利用できる
- ・ 助成額は、1人当たり定額
- ・ 最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

キャリアアップ助成金

検索



## 相談支援

静岡働き方改革推進支援センター

検索



# 静岡労働局は「パートナーシップ構築宣言」浸透に努めています！

産官労の3者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、

「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます。

【参画機関】

- ・ 静岡県
- ・ 関東経済産業局
- ・ 静岡財務事務所
- ・ 静岡労働局
- ・ (一社)静岡県商工会議所連合会
- ・ 静岡県商工会連合会
- ・ 静岡県中小企業団体中央会
- ・ (一社)静岡県経営者協会
- ・ 静岡経済同友会 (静岡協議会、浜松協議会、東部協議会)
- ・ 静岡県中小企業家同友会
- ・ 日本労働組合総連合会静岡県連合会



共同宣言式の様子 (令和5年6月7日)

## 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

### 発注者として採るべき行動 / 求められる行動

- 行動① 本社（経営トップ）の関与
- 行動② 発注者側からの定期的な協議の実施
- 行動③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 行動④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 行動⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 行動⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

### 受注者として採るべき行動 / 求められる行動

- 行動① 相談窓口を活用して、積極的に情報を収集
- 行動② 価格交渉時の根拠資料は公表資料を用いる
- 行動③ 値上げ要請に比較的優位なタイミングなどの機会を活用
- 行動④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

### 発注者・受注者の双方が採るべき行動 / 求められる行動

- 行動① 定期的なコミュニケーション
- 行動② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

【取組事例等を含めた詳細はこちら】

公正取引委員会 ホームページ



- ・ 厚生労働省（静岡労働局）の支援施策  
相談窓口・違反申告・通報窓口は、  
裏面をご覧ください。

# 厚生労働省（静岡労働局）における賃上げに向けた支援施策

## 最低賃金引き上げを行う中小企業を支援します！

### 業務改善助成金

生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。



### 賃金引き上げ特設ページ

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

## 非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善などに取り組む事業主を支援します！

### キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定等の取組を支援します。



## 社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます！



### 静岡働き方改革推進支援センター

労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

## 相談・違反申告・通報窓口

### 事業主の皆さま

#### 静岡よろず支援拠点

各都道府県に設置され、静岡県では静岡商工会議所が実施機関となり、経営上のあらゆるお悩みの解決に向け、何度でも助言・支援いたします。



#### 下請かけこみ寺

全国48か所に設置され、静岡県では（公財）静岡県振興財団に設置されており、取引上の悩みの解決に向け、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

### 下請け事業主の皆さま

「下請法」で禁止されている行為に係る違反申告はこちら

- 買ったたき
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 下請代金の減額
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 商品の受領拒否

公正取引委員会



中小企業庁



### 物流事業者の皆さま

「独禁法（物流特殊指定）」で禁止されている以下のような行為に係る違反申告はこちら

- 買ったたき
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 代金の減額
- 不当な経済上の利益の提供要請

公正取引委員会



### 建設下請負人の皆さま

「建設業法」で禁止されている以下のような行為に係る違反通報窓口はこちら

- 下請代金の支払い遅延
- 不当な低い請負代金
- 不当な使用資材の購入の強制
- 著しく短い工期の設定

駆け込みホットライン

TEL. 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発着者の負担となります。

受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00

土日・祝祭日・銀行日除く

FAX 0570-018-241

E-mail hot-k-kakekomi-hi@cxh.mlit.go.jp